

解禁日指定:平成25年8月27日15:30以降

平成25年8月26日

記者発表資料

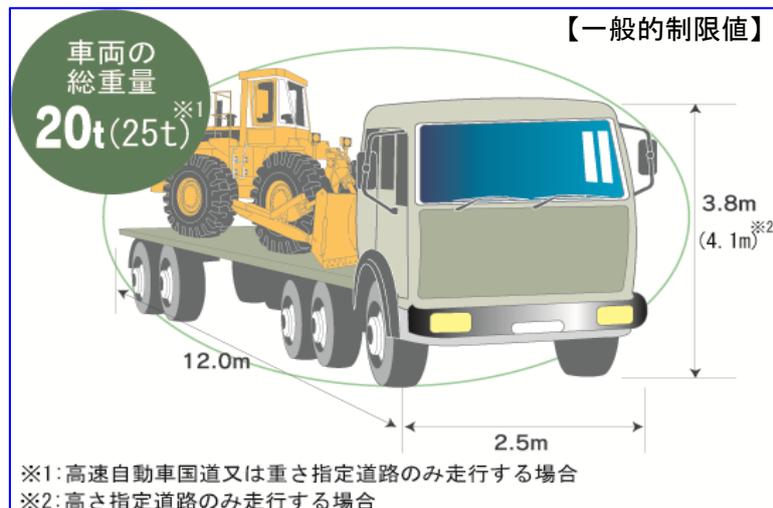
「道路ふれあい月間」行事として特殊車両取締りを実施します

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。

その一環として、国土交通省佐伯河川国道事務所は、国道57号竹田市内において大分県警察竹田警察署と合同で特殊車両取締りを実施します

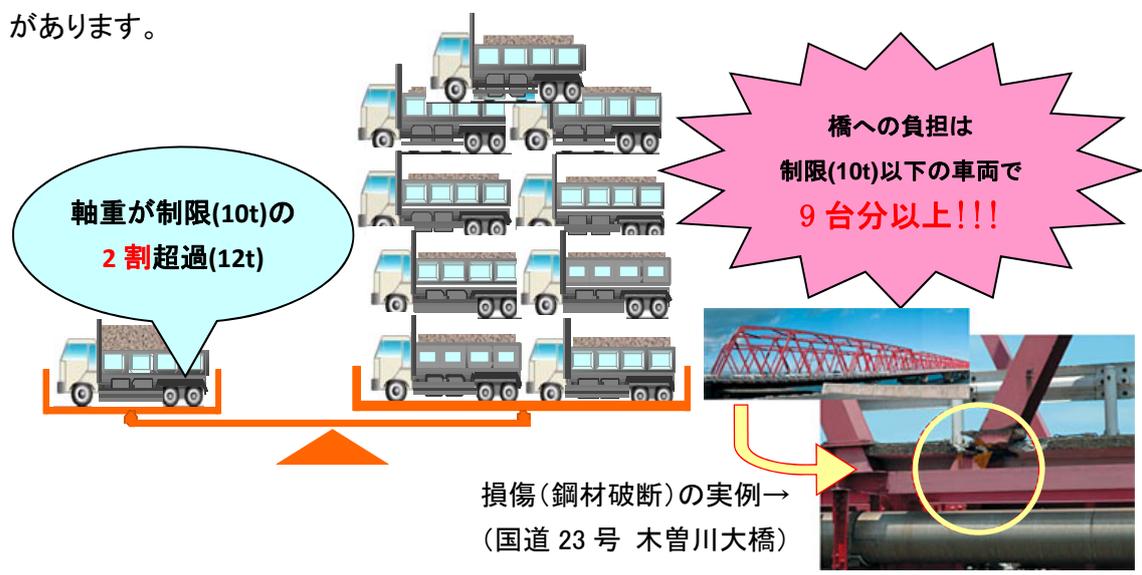
特殊車両の通行許可とは

車両が通行するためには、一般的制限値内であれば、特に許可は必要ありませんが、これらの値を超える車両が通行する場合は、道路法第47条の2に基づき道路管理者の特殊車両通行許可を得て、定められた許可条件のもとで通行する必要があります。



なぜ特殊車両の許可が必要なのか

既定の重量を超える車両が許可無く走行すれば、橋梁等の構造物に大きなダメージを与えることになります。又、長さや高さを超える車両が許可無く走行すれば、トンネルや交差点等で事故を起こす要因にもなりかねません。そこで道路の橋梁や幅等のデータをデータベース化し、申請車両の通行が出来るかどうかを計算して、必要な条件を付した許可を得る必要があります。



特殊車両取締り内容

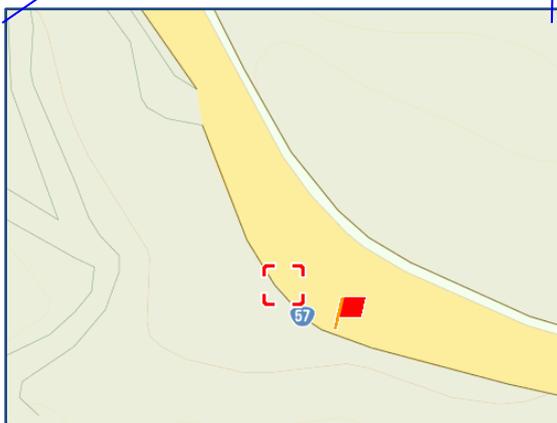
1. 実施日時 平成25年8月27日(火)13時30分～15時30分
ただし、雨天や突発的な事情により中止する場合があります。
※現地を取材される方は、当日の9時～10時の間に実施の有無をお問い合わせ下さい。
2. 実施場所 竹田市大字戸上 国道57号 パーキング（下図参照）
3. 実施内容 通行中の特殊車両のうち、道路構造物の保全や交通の危険防止の観点から、対象車両を選定・引き込んだ後、車両諸元の計測と許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。

〔取締り〕

箇所地図〕



〔付近拡大図〕



登坂車線部の複数あるパーキングのうち、一番熊本よりのパーキング

〔「道の駅あさじ」より 16.76km 熊本寄り
「道の駅すごう」より 2.30km 竹田寄り〕

です

付近には目印がなく分かりづらいので、お問い合わせ先まで、電話にて確認されることをお勧めします

【お問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

技術副所長 浅井 博海（あさい ひろみ）

道路管理課長 桜井 敏郎（さくらい としお）

TEL:0972-22-1880（代表）